

## 相模原市介護サービス事業者業務管理体制一般検査実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、相模原市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱(平成25年4月1日施行)に基づき、一般検査について必要な事項を定め、円滑な処理を図ることを目的とする。

### (実施計画の策定)

第2条 一般検査の実施に当たっては、年度当初に実施計画を策定し、定期的(概ね6年に1回)に業務管理体制の整備及び運用の状況を報告させ、届出内容等を確認するものとする。

### (検査の対象)

第3条 検査の対象事業者については、次のとおりとする。

- (1) 前年度に新規指定した事業所を運営する事業者
  - (2) 前年度に更新指定した事業所を運営する事業者
  - (3) その他市長が必要と認める事業者
- 2 複数の指定介護サービス事業所等を運営する法人については、法人の本部に最も近い事業所が前項の規定に該当するときに対象とする。
- 3 本部が市外にある法人については、本市で初の事業所が第1項の規定に該当するときに対象とする。

### (書面検査等の実施)

第4条 第2条に規定する届出内容等の確認にあたっては、事業者へ通知の上、書類等の提出を求め、書面検査を実施する。

- 2 前項の書面検査において不備が認められたときは、市長は事業者の役職員等の出頭を求め、聞き取り調査を実施する。
- 3 聞き取り調査の実施に当たっては、市長は、実施の根拠法令、実施日時、実施場所、調査の方法等を事前に事業者へ通知するものとする。
- 4 市長は、第1項及び第2項の検査等の結果を通知するものとし、改善を要する事実が認められたときは、期限を定めて「業務管理体制の整備に係る改善報告書」(様式1)を提出させ、改善状況を確認するものとする。

### (立入検査の実施)

第5条 前条第4項の改善内容が不十分である、又は改善報告書が指定する期限ま

で提出されないなど、改善が見込まれないときは、市長は立入検査を実施する。

2 立入検査の実施に当たっては、実施の根拠法令、実施日時、実施場所、調査の方法等を事前に事業者へ通知するものとする。

ただし、実効性のある実態把握の観点から必要と認められるときは、あらかじめ通知しないことができるものとする。

3 立入検査は原則として2名以上の職員で行うこととし、当該事業者から事前に提出を受け、又は当日に閲覧に供された書類等を審査するとともに、当該事業者の役職員に説明を求め、面談方式により実施する。

4 市長は、立入検査の結果を通知するものとし、改善を要する事実が認められたときは、次条に規定する行政上の措置を行うものとする。

5 前項の行政上の措置に相当しない場合であっても、引き続き改善が必要と認められるときは、市長は期限を定めて「業務管理体制の整備に関する改善報告書」(様式1)を提出させ、改善状況を確認するものとする。

(勧告)

第6条 前条の立入検査の結果、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の32第1項に規定する基準の違反等が認められたときは、法第115条の34の規定に基づき、市長は、当該事業者に対し、基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた事業者は、市長が定める期限内に、勧告に係る是正措置等について、「業務管理体制の整備に関する勧告事項改善報告書」(様式2)により報告を行うものとする。

3 第1項の勧告を受けた事業者が、勧告に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

(命令)

第7条 前条に規定する勧告について、事業者が正当な理由なく必要な措置をとらなかったときは、法第115条の34の規定に基づき、市長は、当該事業者に対し、市長が定める期間内にその勧告に係る措置をとるべきことを、命令することができる。

この場合、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用

しない。

- 2 前項に規定する命令をしたときは、市長はその旨を公示しなければならない。
- 3 第1項の命令を受けた事業者は、市長が定める期限内に、命令に係る是正措置等について、「業務管理体制の整備に係る命令事項改善報告書」(様式3)により報告を行うものとする。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。